

【建設交通部】

件名	河川整備事業の遅れに係る土木事務所の対応について
<p>申立概要 【受理 24.2.9】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右岸側は整備されたが、左岸側は一部着手の状態です。中断されていたため、平成17年に知事宛に再開を求める要望文を送ったところ、土木事務所から再開できるよう調整するとの回答があった。</li> <li>・ 翌年説明会があり、測量等が実施されたが、3年後にやっと開催された説明会では、計画の見直しが必要となったとの説明のみで、再開の見通しについては何も示されなかった。不満に思い土木事務所に説明を求めているが、理由等を含め納得できる説明が行われない。</li> </ul>
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答後、自治会の役員等との調整が開始され、測量を経て計画づくりは進められてきましたが、平成23年の関係自治会への説明会で、計画の見直しが求められたため、その直後に開催された申立者の自治会での説明会では、再開に係る具体的な説明は行われていないことを確認しました。</li> <li>・ 説明会后、土木事務所では、全ての自治会の理解と協力を得られるように、地元市町村とも連携し、計画見直し作業が開始されており、早期着手に向けて、各種検討が進められていることを確認しました。</li> </ul>
<p>回答 (意見・要望) 【通知 24.3.14】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係住民の合意と協力が再開には必要ですが、土木事務所として、未だ計画案の見直し中であることを真摯に受け止め対応を急ぐことが必要と認められます。</li> <li>・ 早期の着工に向けての努力に加え、申立者に対しては、計画の見直し状況だけでなく課題も含めて丁寧に説明し、理解を得るよう求めました。</li> <li>・ 土木事務所の対応状況等については、監査活動を通じ確認し、必要な指導を行うこととしています。</li> </ul>